

山梨県営柚ノ木発電所などの売電に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）が所有する柚ノ木発電所などで発電する電力の受給契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 内容

本契約の対象発電所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全てを、本契約を締結した者（以下「買受人」という。）に売電するものとする。

3 対象発電所

(1) 発電所一覧

発電所名	発電機台数	所在地	最大出力 [kW]
柚ノ木発電所	1台	甲州市塩山藤木	18,100
広瀬発電所	1台	山梨市三富	3,200
天科発電所	1台	山梨市三富	13,600
奈良田第一発電所	2台	南巨摩郡早川町奈良田	27,600
奈良田第二発電所	1台	南巨摩郡早川町奈良田	4,600
奈良田第三発電所	1台	南巨摩郡早川町奈良田	2,500
計			69,600
売電対象発電所の追加【オプション選択：西山発電所】を希望した場合			
西山発電所	2台	南巨摩郡早川町湯島	18,800
計			88,400

その他、各発電所に係る特記事項は別紙1のとおり

※本件入札において最高価格で入札した者（以下「落札候補者」という。）は、希望する場合、本入札の対象となる6箇所の発電所に加え、オプションとして「西山発電所」を追加して買受の対象とすることができるものとする。

4 期間及び電力量

(1) 売電期間

令和9年4月1日0時から落札者が希望した年の3月31日24時まで

(2) 売電電力量

天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量購入するものとする。

(3) 令和9年4月から令和13年3月までの予定売電電力量

(単位：1,000kWh)

発電所名	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	4ヶ年平均
柚ノ木	47,340	35,860	42,990	47,060	43,313
広瀬	8,200	8,300	8,200	8,300	8,250
天科	43,300	43,300	43,300	30,230	40,033
奈良田第一	98,700	105,130	105,300	105,300	103,608

奈良田第二	13,800	15,680	15,700	15,700	15,220
奈良田第三	10,010	10,010	10,200	10,200	10,105
年度計	221,350	218,280	225,690	216,790	220,528
売電対象発電所の追加【オプション選択：西山発電所】を希望した場合					
西山	93,400	76,150	5,310	93,400	67,065
年度計	314,750	294,430	231,000	310,190	287,593

月別予定電力量は別紙2のとおり

(4) 過去10年間の月別売電電力量実績

別紙3のとおり

(5) 過去3年分の1時間毎(30分毎)の売電電力量実績

別紙4のとおり

(6) 設備の更新及び修繕等に伴う停止見込み

別紙5のとおり

5 発電見込み

(1) 発電計画の作成

一日の電力量予測値(以下「発電計画」という。)は企業局が作成する。

(2) 発電計画の通知

企業局は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知する計画については以下を基準とするが、時間等詳細及びこれ以外の通知内容は協議により決定する。

通知の期限	通知内容
毎日10時まで	当日10時～24時の30分ごとの発電電力量 翌日、翌々日、翌々々日の30分ごとの発電電力量

ただし、河川からの取水量により発電量の変動することから、通知した発電計画と実績値とが相違する場合がある。

(3) 広瀬発電所運転パターンの要請

買受人は、広瀬発電所の運転パターン(運転時刻)の変更を企業局へ要請することができる。

ただし、下記の基本条件は変更しないこととし、両者協議の上、変更を決定するものとする。

現行の運転パターンは、別紙6「広瀬・天科・柚ノ木発電所運転パターン」のとおり。

【基本条件】

- ・広瀬ダムの日放流量は、県営広瀬ダムが指定する量とする。
(例：広瀬ダム指定流量が1.5m³/sの時、1.5m³/s×24h=36m³/s・日。)
- ・柚ノ木発電所の直下にある藤木調整池の運用に支障がない範囲での変更。

※藤木調整池(逆調整池)の諸元

所在地	甲州市塩山藤木
有効容量	90,000m ³
用途	発電、上水道、かんがい用水
供給範囲	甲州市、笛吹市、中央市、市川三郷町

6 発電の停止および制限

企業局は、発電計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限できるものとする。
なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

- (1) 当該発電所の施設、設備の故障
- (2) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (3) 河川の利水関係者からの要請
- (4) 取水する河川の流量変動
- (5) 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- (6) 送配電事業者からの要請
- (7) 送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (8) 電力広域的運営推進機関の指示等
- (9) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検及び修繕等により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、送配電線の停電及び発電設備の事故もしくは設備の不具合により緊急に作業を行うため予期せぬ発電停止をする必要がある場合には、企業局は速やかにその内容を買受人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 電力量料金

(1) 電力量料金の算定（従量制）

買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に入札価格（1 kWhあたりの電力量料金単価）を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$$\text{電力量料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{料金単価} + \text{消費税等相当額}$$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電力量料金の支払い

原則として、企業局は（1）により算定した電力量料金を検針日の翌月10日までに買受人に請求し、買受人は、当該月の末日まで（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。

なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払うものとする。

(3) 容量市場（kW価値）における収入の取り扱い

企業局と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により企業局が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わない。

(4) 発電側課金の取り扱い

本発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される系統連係受電サービス料金（発電側課金）の取扱いは、契約書第21条の規定に基づく。

9 環境価値メニューの設定

買受人は、本契約において受給する電力の一部について、県営水力発電所に限定した環境価値を付加した電力料金メニューを設定し、企業局と共同運営を行う。企業局は販売促進・PR・県営水力の環境価値を求める企業の紹介などを協力するものとする。

(1) 環境価値電力料金メニュー

プラン①（使用する電力を水力100%とみなすプラン）	
計画電力量	50GWh以上（不足時に補填するバックアップ容量を含む）
内 容	本契約の対象発電所で発電した電力量と需要側の電力量をリアルタイム（30分値相当）で合わせるものとし、各月検針後の確定時にて、電力量及び環境価値を需要側の全電力量とマッチングさせるもの。不足時は、買受人が水力発電所の電力量を調達し補填させること。
環境価値相当分の加算単価	県内企業向け料金プラン：1.02円/kWh以下 県外企業向け料金プラン：3.30円/kWh以下

プラン②（使用する電力を実質再エネとするプラン）	
計画電力量	50GWh以上
内 容	本契約の対象発電所で発電した環境価値を買受人が調達した他の電力に付加し、使用する電力を実質再エネとするもの。需要側のニーズに応えた量で提供できるものとする。
環境価値相当分の加算単価	県内企業向け料金プラン：1.02円/kWh以下 県外企業向け料金プラン：2.31円/kWh以下

(2) 対象

高圧または特別高圧で契約する県内外の企業及び事業所等を対象とする。

(3) 電力料金

各プランについては、買受人が設定する電力供給に係る料金単価に、上表の環境価値相当分の加算単価を上乗せした電力料金メニューとして提供するものとする。なお、再生可能エネルギー地産地消の観点から県内企業への優先を考慮すること。

なお、加算単価分は、契約書第6条により算定される電力量料金との精算を行わないものとする。

(4) 期間

本契約による電力受給期間とする。

(5) その他

本契約及び本仕様書に記載が無い事項、環境価値メニューの設定並びに共同運営にあたっては、企業局と買受人で協議を行い、覚書を締結するものとする。

10 実証試験の実施

企業局は、水力発電所と蓄電池を組み合わせた高度運用にかかる実証事業を計画しており、買受人は、本実証内容に関連する情報について、秘密保持契約を締結したうえで共有することができる。

(1) 対象発電所

柚ノ木発電所

(2) 実証内容

柚ノ木発電所の敷地内に蓄電池（1,000kW/75kWh）を設置し、柚ノ木発電所が発電していない容量分を活用し、電力広域的運営推進機関が運営する「需給調整市場」に参入し、調整力の供出を行う。

11 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出すること。

(2) 契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に

対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(3) 容量市場に係る山梨県の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関から企業局へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務への協力を行うこと。

(4) 守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

(5) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行う。

(7) 環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値を含むものとし、買受人は、環境価値に関して、認定等に必要となる手続及び費用の負担を行い、企業局は認定等に必要作業に協力するものとする。

なお、環境価値に関する法令等の改正の状況により、その取扱いについて協議するものとする。

(8) 運用申合せ書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申し合せ書を双方協議のうえ作成、締結する。

(9) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。